

# 第1回社会保障審議会年金記録訂正分科会 の開催について（報告）

公 開  
頭 撮 り 可

平成 27 年 1 月 5 日

【照会先】

年金局事業企画課

(担当・内線) 加藤・引野(3574)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通番号) 03(3595)2770

報道関係者各位

### 第1回社会保障審議会年金記録訂正分科会の開催について

標記について、以下のとおり開催いたしますのでお知らせします。

- 1 開催日時 : 平成27年1月8日(木) 10:00～
- 2 場 所 : 厚生労働省12階 専用第12会議室(日比谷公園側)  
東京都千代田霞ヶ関1-2-2
- 3 議 題 等 : (1)年金記録訂正分科会長の選任について  
(2)年金記録の訂正に関する方針について  
(3)その他
- 4 取材について  
議題における写真撮影等は、冒頭の頭撮りのみとし、議事内容についてはペン取材のみとします。

## 社会保障審議会年金記録訂正分科会員名簿

平成 27 年 1 月 8 日現在

- いけだ えりこ (公益社団法人あい権利擁護支援ネット代表理事)  
池田 恵利子
- いしくら まさひと (埼玉県社会保険労務士会会長)  
石倉 正仁
- おおやま あきひさ (全国社会保険労務士会連合会専務理事)  
大山 昭久
- こうづ しんいち (東京税理士会会長)  
神津 信一
- こじま しんこう (元春日部市総務部長)  
児島 信弘
- しらはせ さわこ (東京大学大学院人文社会系研究科教授)  
白波瀬 佐和子
- すずき ゆみ (滝野・鈴木法律事務所 (弁護士))  
鈴木 由美
- せがわ とおる (瀬川徹法律事務所 (弁護士))  
瀬川 徹
- みなみ まさご (読売新聞東京本社調査研究本部長)  
南 砂
- ◎ やまさき やすひこ (神奈川県立保健福祉大学名誉教授)  
山崎 泰彦

(五十音順、敬称略)

※ ◎は分科会長、○は分科会長代理



# 年金記録の訂正に関する方針と総務省の基本方針等の関係

第1回社会保障審議会  
年金記録訂正分科会提出資料

## 年金記録の訂正に関する方針

## 総務省の基本方針等

- ① 国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する方針(厚生労働省告示)
- ・ 基本的考え方
  - ・ 原簿の訂正手続
  - ・ 判断の基準 など

- ② 国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する事務取扱要領(通知)
- ・ 訂正請求に関する事務取扱
  - ・ 請求者の範囲(別紙1)、対象記録(別紙2)
  - ・ 調査対象・調査事項の例(別紙3)

- ③ 訂正請求認定基準・要領(通知)
- ・ 訂正の可否を判断するに当たっての考え方
  - ・ 訂正請求を認める基準
  - ・ 基本的に申立を認める方向で検討する事情の例
  - ・ 肯定的な関連資料及び周辺事情の例

- ④ 年金事務所段階における訂正処理基準・要領(通知)
- ・ 厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の訂正基準 など
  - ・ 災害等による被保険者記録の滅失した場合、資格喪失日が確認できない場合に係る訂正基準
- ⑤ 厚生年金特例法施行規則第1条又は第22条に規定する場合(省令)

- 日本年金機構が訂正手続によらずとも訂正する場合  
災害等による被保険者記録の滅失した場合、資格喪失日が確認できない場合

総務省第三者委員会における審議結果等を踏まえた記述の充実

- 年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針(総務大臣決定)
- ・ 基本的考え方
  - ・ 運営の考え方及び手続
  - ・ 判断の基準 など

- 別表1
- ・ 調査対象・調査事項の例

- 別表2
- ・ 肯定的な関連資料及び周辺事情の例
- 別表3
- ・ 基本的に申立を認める方向で検討する事情の例

### 〔日本年金機構段階で訂正を行うための基準〕

- 年金事務所段階における年金記録の訂正(保険者が定めた回復基準)
- 厚生年金特例法第1条第1項に規定する場合に該当する事案等に関する意見(総務省の包括的意見)

- 日本年金機構が自ら記録を訂正している場合  
災害等による被保険者記録の滅失した場合、資格喪失日が確認できない場合



# 年金記録の訂正手続の主なスケジュール（案）

第1回社会保障審議会  
年金記録訂正分科会提出資料

日 程	予 定
平成27年1月8日	社会保障審議会年金記録訂正分科会を設置し審議を開始
" 1月上旬 ～2月上旬	年金記録の訂正に関する方針のパブリックコメント
" 2月中旬	厚生労働大臣が年金記録の訂正に関する方針を年金記録訂正分科会に諮問
" 2月末	年金記録の訂正に関する方針の策定
" 3月1日	年金事務所において年金記録訂正請求の受付開始
" 4月1日	地方厚生局に地方年金記録訂正審議会（仮称）を設置し審議を開始
平成27年度以降	<p>事業の実施が進み、事例が蓄積した段階で年金記録訂正分科会を開催し審議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施状況の報告（処理件数、訂正決定・不訂正決定数、平均処理期間等）</li> <li>・前例のない新たな事案の分析・検討</li> <li>・必要に応じて年金記録の訂正に関する方針の追加・改訂</li> </ul> <p>※地方年金記録訂正審議会（仮称）委員からも必要に応じてヒアリングを行う。</p>



社会保障審議会令（平成十二年政令第二百八十二号）（抄）

（分科会）

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
統計分科会	統計の総合的企画、調査及び研究、統計の改善及び整備並びに統計の知識の普及及び指導に関する事項を調査審議すること。
医療分科会	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
福祉文化分科会	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二百五十五条の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
介護給付費分科会	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）及び介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
医療保険保険料率分科会	健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）及び健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
年金記録訂正分科会	<u>厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条の三第二項及び第十四条の四第三項並びに厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</u>

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。